

内閣府本府が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成15年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」(平成16年7月12日付け府評第47号による送付分)における実績評価方式を用いた計17件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

(注)目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

3 審査の結果

実績評価方式を用いた評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、その達成度合いについて評価を行うことが基本となっている。

内閣府では、同府政策評価基本計画において、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策全般を事後評価の対象とするとされており、計画期間内（平成 14 年度から 16 年度）において、49 政策を事後評価の対象となる政策として設定し評価することとしている。そのうち「施策」レベルで捉えることが可能な 40 政策を実績評価方式の評価対象とすることとされている。

また、上記基本計画において対象とされた 49 政策すべてを毎年度評価するのではなく、その中から当該年度において事後評価の対象としようとする政策を実施計画において定めており、平成 15 年度においては、以下の 17 政策を評価している(17 政策のうち昨年度と同一の評価対象政策は 6 政策)。

これら 17 件の実績評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 政策評価審査表（実績評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

政策 番号	政 策	目標の設定状況			目標の達成 度合いの判 定方法 (判定基準の 定量化等)
		目 標 値 等 の 設 定 の 有 無	目 標 期 間 の 設 定 の 有 無		
			基 準 年 次	達 成 年 次	
1 - 1	海外の経済動向の分析(報告書「世界経済の潮流」の作成・公表)	○	○	○	-
2 - 1	原子力研究開発利用の推進	-	-	-	-
3 - 1	駐留軍用地跡地利用野促進	-	-	-	-
3 - 2	沖縄における産業振興	○	○	○	-
3 - 3	沖縄の戦後処理対策(位置境界明確化事業)	○	-	○	-
3 - 4	沖縄の特殊事情に伴う特別対策(沖縄体験滞在交流促進事業)	-	-	-	-
4 - 1	青少年健全育成に関する普及・啓発	○	-	-	-
5 - 1	障害者理解の普及・啓発	○	-	○	-

6 - 1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	○	-	○	-
6 - 2	国際交流・国際協力の推進	-	-	-	-
7 - 1	市民活動の促進	○	-	○	-
7 - 2	国民生活・物価に関する調査分析(国民生活白書の作成)	-	-	-	-
8 - 1	原子力の安全確保に関する知的基盤の整備	-	-	-	-
8 - 2	原子力施設の安全確保	-	-	-	-
8 - 3	原子力災害対策	-	-	-	-
8 - 4	原子力安全に関する国民との対話の促進	-	-	-	-
9 - 1	栄典制度の適切な運用	-	-	-	-
合 計 (17 政策)		○ = 7	○ = 2	○ = 6	- = 17
総 括 記 述	目標値等の設定状況をみると、17 政策中、7 政策については、目標に関し達成すべき水準が数値化等により具体的に特定されているが、残る 10 政策については、達成しようとする水準が具体的に特定されていないことから、目標の達成度合いが定量的に把握できるようになっていない。 なお、同 17 政策において達成しようとする水準が数値化等により具体的に特定されている政策は、昨年度と同一の政策については、6 政策中 1 政策(16.7%)と変化はないが、今年度新たに対象とした政策については、11 政策中 6 政策(54.5%)となっており、全体としては、昨年度に比べて増加(18 政策中 4 政策(22.2%)→17 政策中 7 政策(41.2%))している。 目標の達成度合いの判定基準は、明確に示されているわけではなく、目標の達成度合いについては、これらの測定指標の推移や関連状況を定性的に把握することなどにより評価が行われている。 また、内閣府では、政策をどれだけ実施したか(アウトプット)ではなく、できる限り政策の実施によりどれだけの効果(アウトカム)がもたらされたのかに着目して評価を行ったとしている(例えば、事業の参加者等の満足度を測定指標とするなど、可能な限り評価対象政策においてアウトカム指標を設定)。 しかし、達成すべき目標に対する実績をよりの確に測定するためには、今後更なるアウトカム指標の設定や充実を図る努力を継続する必要がある、引き続き、政策の特性に応じて、できる限りアウトカムに着目した指標の活用を一層進めることが望ましい。 評価の対象とする政策については、政策の特性も勘案しつつ、いつまでにどの水準まで達成しようとするのかを明確にするための適切な目標値、目標期間の設定がどの程度可能か、目標に対応した適切な測定指標としてどのようなものが設定可能か、引き続き検討を進めていく必要がある。				

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化等されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「」を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「-」を記入している。
- 3 「目標の達成状況の判定方法(判定基準の定量化等)」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されて

いない場合には「 - 」を記入している。

また、「 - 」を記入したもののうち、目標の達成度合いについての判定の結果をパターン化した表現等により分かりやすく整理している場合には、右横に「 - 」を記入している。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説 明）

本表は、公表された内閣府の「平成 15 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策ごとに番号を付した。
「政策名」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「達成すべき目標」欄 （「政策の目的」）	内閣府の評価書の「政策の目的」欄に記載されている事項を記入した（達成目標、考慮すべき外部要因等を除く。）。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「P」（＝outPut）はアウトプット、「C」（＝outCome）はアウトカムを表す。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。 なお、必ずしも評価書において測定指標である旨明記されていないため、当省で整理し、内閣府に確認の上、記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれか該当するものを記入した。ただし、当省において示した分類と内閣府の分類に違いがある場合には、その両方を記入し、当省の分類結果を（ ）内に示した。 なお、「CM」（＝outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（＝outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（＝outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	達成すべき目標についての目標とする値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。
「測定結果等」欄	内閣府の評価書の「政策の有効性、効率性に関する評価」欄の記載内容を基に、測定指標により政策を測定した結果等を記入した。
「評価の結果」欄	内閣府の評価書の「政策の有効性、効率性に関する評価」欄及び「今後の政策等に反映すべき事項及び今後の取組方針」欄の記載内容を基に、評価結果の概要及び評価結果に基づく今後の取組方針等を記入した。
「政策手段」欄	内閣府の評価書の「政策の内容」欄の記載内容を基に、達成すべき目標を実現するために具体的に講じている手段を記入した。 また、目標を達成するための政策の実施に要する費用等に関する情報のうち平成 15 年度の予算額等を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)第 3 条第 1 項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、 ○恩給請求書を 3 か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 内閣府におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(未定稿)

内閣府では、総務省行政評価局の分類において、アウトプット指標としているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

○ アウトプット指標分類 (行政の活動そのもの)に該当する指標のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 行政の活動量自体が、国民生活や社会経済に及ぼす変化や影響の程度を示しているもの (2) 法等に基づき適切な措置が行われることにより、制度の信頼性が確保され、国民の安全が図られる等の成果を表すもの	(例) (1)・ 認証面積、認証率 ・ 新たに整備・改訂した安全基準・指針類等 ・ 新たに整備・改定した原子力災害対策に係る防災に関する指針類数 (2)・ 特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)に基づく認証業務 ・ NPO法に基づく監督業務 ・ 「NPO法の運用方針」に基づく「市民への説明要請」の実施 ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく原子力安全委員会への申告に対して処理した件数
○ アウトプット指標分類 (行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果)に該当する指標のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 普及啓発、広報等の行政活動を通じて発信された情報に国民がアクセスしたことにより、それが実際に活用されているという成果を表すもの (2) 行政活動により提供されたモノやサービスに対して国民がどれだけ能動的に対応・参加したかという成果を表すもの	(例) (1)・ 報告書販売部数 ・ 原子力委員会ホームページ総アクセス数 ・ 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日のポスター」入賞作品を掲載したナイスハート基金へのアクセス件数 (2)・ 原子力委員会ホームページに対する質問・意見数 ・ モニターツアーの実施状況及びその参加人数 ・ 障害者の日・記念の集い参加者数 ・ 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日のポスター」の応募者数 ・ 原子力防災訓練への延べ参画人数 ・ 国民との直接対話を行う場への来場者数 ・ 原子力安全意見・質問箱へ寄せられた意見・質問の受理数
○ アウトプット指標分類 (行政内部の相互作用の結果等)に該当する指標のうち、行政活動の成果が行政内部において活用されたり、行政活動の結果として行政内部に変化や影響を及ぼすことにより、国民生活や経済社会に変化や影響を及ぼすと判断できるもの	(例) 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ等「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に係る評価書に掲げる指標すべて(4指標)

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況＜総括表＞

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

内閣府が設定した指標をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標は計 79 指標のうち 13 指標となっている。

【表 内閣府における指標の設定状況とその性質】

評価書	指標名	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数			目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数			
				アウトカム	アウトプット		アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット
平成 15 年度 内閣府本府 政策評価書 (事後評価)	指標 参考数値	7 8 1	1 2 1	1 0 [6] 1 [0]	2 [6] 0 [1]	6 6 0	2 7 [5] 0	4 [2] 0	3 5 [59] 0
	合計 (構成比)	7 9 (100%)	1 3 (16.5%)	1 1 [6] (13.9%)[7.6%]	2 [7] (2.5%)[8.9%]	6 6 (83.5%)	2 7 [5] (34.2%)[6.3%]	4 [2] (5.1%)[2.5%]	3 5 [59] (44.3%)[74.7%]
平成 14 年度 内閣府本府 政策評価書 (事後評価)	指標 指標(参考)	1 1 7 1	7 0	6 [4] 0	1 [3] 0	1 1 0 1	4 5 [10] 1 [1]	5 [2] 0	6 0 [98] 0
	合計 (構成比)	1 1 8 (100%)	7 (5.9%)	6 [4] (5.1%)[3.4%]	1 [3] (0.8%)[2.5%]	1 1 1 (94.1%)	4 6 [11] (39.0%)[9.3%]	5 [2] (4.2%)[1.7%]	6 0 [98] (50.8%)[83.1%]

(注) 1 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

2 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、当省において一定の考え方で分類整理したものを内閣府に示し、それに対し、内閣府において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示を受けるとともに、内閣府による分類整理の結果を計上した。[]内は、当省において一定の考え方で分類整理した結果である。詳細は、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」参照

3 構成比は、小数点第二位を四捨五入した。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段		
							基準年次	達成年次					
1 - 1	海外の経済動向の分析(報告書「世界経済の潮流」の作成・公表)	・我が国経済動向に影響を与える海外経済動向の調査分析情報を提供し、我が国経済動向の適切な把握に資する。 ・我が国の経済財政政策運営上の重要な政策課題に関し、海外における過去の経験・現在の動向の調査分析情報を提供し、もって我が国の適切な経済財政政策の形成に資する。 ・報告書の公表を通じて、政策企画立案者等、国民・企業、民間シンクタンク、学術団体、地方公共団体等の便宜に供し、海外経済に関する理解の普及を助けるとともに、我が国の経済財政政策論議への貢献を図る。	C						平成14年度	15年度	(評価結果の概要) ・報告書の公表とともに関係各所への配布、講演会を行っており、平成15年度は前年度と同様に延べ800箇所への送付、計8回の講演を行った。報告書については、販売部数及びHPへのアクセス数が各々前年度と同程度の水準を達成している。 ・経済財政白書や経済財政諮問会議資料等において参照され、また公表時には主要メディアに取り上げられるなど、適切な経済財政政策論議等への貢献が図られている。 (今後の取組方針等) ・平成16年度中に報告書公表からHP掲載までの日数を短縮 ・関係部局との連携強化、外部有識者の見解の取り入れ等を通じ、一層政策的インプリケーションが高いテーマ選定に努める。	「世界経済の潮流」を年2回刊行 ○予算 海外経済動向調査庁費内(平成15年度2.6百万円)	
				報告書の配布状況(箇所)	P	延べ800箇所	平成14年度	毎年度	延べ800	延べ800			
				政策企画立案者等への説明件数(回)	P	8回	平成14年度	毎年度	8	8			
				報告書販売部数(部)	CM(P)	5,000部	平成14年度	毎年度	5,000	4,600			
				(参考数値) ホームページへのアクセス件数(件)	CM(P)	26,000件	平成14年度	毎年度	26,000	34,000			
				経済財政政策運営部局への適時適切な情報提供	P	-	-	-	平成15年度に取り上げたテーマのうち、例えば長期金利上昇の要因と物価連動債の役割についての分析では、民間有識者を招いて当該テーマについての講演会を開催したが、その際も、関係部局の参加を得るなど、検討段階から緊密な連携を図っており、十分な情報提供を行なっている。				
				報告書で取り上げたテーマの重要性	P	-	-	-	・平成15年度に取り上げたテーマの検討の結果及び検討の過程で得られた知見は、月例経済報告に関する関係閣僚会議に提出された資料の作成の際に使用若しくは参照された。 ・経済財政諮問会議で議論されている年金、税制等のテーマは2002年の世界経済の潮流において分析の柱として取り上げたものであり、会議に提出される資料作成の際に参照された。				
				報告書公表時のメディア等の対応	C I	-	-	-	公表時には毎回、主要ニュース、主要全国紙各紙に取り上げられるなど、メディア等の注目は高い。				
2 - 1	原子力研究開発利用の推進	原子力委員会の諸活動について情報公開を一層促進するとともに、原子力政策の推進に必要な調査の結果等を公表することによって、原子力政策に関する国民への説明責任を徹底し、もって原子力研究開発利用の推進に資する。	C	(1) 情報公開の推進					平成13年度	14年度	15年度	(評価結果の概要) ・原子力委員会定例会及び専門部会の資料は原子力委員会ホームページ上で公開し、その他の資料についても既刊分の電子化・ホームページ掲載を進めており、着実に情報公開が進展している。また委員会の審議の基礎となった調査の結果も公表し、原子力政策の決定過程における透明性の向上に寄与している。 ・原子力委員会ホームページには1日平均100件以上のアクセスがあり、同ホームページへの質問・意見も多数に上ることなどから、インターネットを活用した情報公開は、国民への情報提供という意味で一定の成果をあげている。 (今後の取組方針等) ・インターネット等を用いて積極的な情報の公開及び提供を行っていくと共に、より国民に利用しやすい、ホームページの内容の改善を図っていく。 ・現在、新たな原子力長期計画の策定という我が国の原子力政策の基本的方向性に関わるテーマについて検討を進めているところであり、こうした検討に係る情報の公開を一層充実させることにより、原子力政策に関する透明性の確保及び国民への説明責任の徹底を図っていく。	・情報公開の実施 ・原子力研究開発利用の推進に関わる調査の実施・公表 ○予算 ・情報処理業務庁費(平成15年度22百万円) ・科学技術基礎調査等委託費(平成15年度83百万円)
				定例会資料の公開件数(回)	P	-	-	-	56中56	45中45	48中48		
				専門部会・懇談会等資料の公開件数(回)	P	-	-	-	18中18	26中26	67中67		
				情報公開開示請求に対する公開件数(件)	P	-	-	-	14	0(情報公開請求無し)	2		
				原子力委員会月報の電子化(冊)	P	-	-	-	116 (昭和31年～昭和40年分)	117 (昭和41年～昭和50年分)	180 (昭和51年～平成2年分)		
				原子力白書の電子化(冊)	P	-	-	-	41 (昭和31年～平成10年)	なし(既刊白書は全て電子化終了)	1 (平成15年)		
				原子力委員会ホームページカウンター数(トップページに対するアクセス数)(回)	CM(P)	-	-	-	合計29,020 (平成13年7月より)	合計44,805	合計45,963		
				原子力委員会ホームページ総アクセス数(全ページに対する延べアクセス数)(回)	CM(P)	-	-	-	総計8,298,279	総計10,209,318	総計15,949,987		
				原子力委員会ホームページに対する質問・意見数(件)	CM(P)	-	-	-	合計28(うち質問23中23回答済み)	合計30(うち質問23中23回答済み)	合計44(うち質問22中22回答済み)		
				(2) 調査内容の公表	P	-	-	-	原子力委員会の調査審議を補助するため平成15年度に実施した調査について、以下の調査の成果物を公表する予定 ・世界の原子力事情に関する調査 ・アジア地域原子力協力に関する調査				

政策番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
3 - 1	駐留軍用地跡地利用の推進	沖縄の振興を図る上で、米軍より返還される基地跡地の利用の促進及び円滑化を図る。	C	跡地カルテの作成状況	P	-	-	-	24施設・区域について作成済み	(評価結果の概要) アドバイザー派遣事業を開始した平成11年度以降、7施設(地区)において跡地利用計画が策定され、6施設(地区)においても跡地利用計画策定のための取組がなされている。また、関係市町村アンケートによると、アドバイザー派遣事業が「大変有益」との回答を得るとともに、「継続支援」が要請されるなど高い評価を得ており、本施策が有効に機能していることを間接的に示している。	・跡地カルテを作成し、返還跡地の利用を促進 ・市町村が行う跡地利用への取組を支援するためアドバイザーを派遣 ・駐留軍用地跡地に関連する情報の収集について、関係機関の連携した取り組み、情報の効率的な蓄積と共有 ○ 予算 駐留軍用地跡地利用対策関連経費(平成15年度55百万円)
				アドバイザー派遣事業の実施状況	P	-	-	-	アドバイザー派遣市町村、5市町村(派遣事例) ・金 武 町：ギンバル訓練場(平成14、15年度派遣) 跡地利用計画策定に向けた地権者組織立ち上げ、合意形成等について指導・助言を行った結果、跡地利用基本計画案策定の取組に着手 ・恩 納 村：恩納通信所跡地(平成15年度派遣) 跡地利用計画策定に向けた地主会結成等について指導・助言を行った結果、跡地利用計画検討委員会を設置		
				跡地利用に関する関連情報の収集・共有化	P	-	-	-	「駐留軍用地跡地利用支援システム」の機能の拡充(平成14、15年度)(活用事例) ・平成14年度当初から、国(本府・沖縄総合事務局)のほか沖縄県、宜野湾市、北谷町の3自治体でのシステム利用が可能となった。 ・整理された跡地関連情報をホームページにより広く国(県)民に公開	(今後の取組方針等) ・アドバイザー派遣事業について、市町村からの相談に随時対応できる仕組みを検討中 ・「跡地利用支援システム」のデータ配布方法等を再検討し、コスト削減・接統主体の拡大に努める。	
3 - 2	沖縄における産業振興	沖縄の自立型経済の構築に向けて、観光、情報通信、製造業等の各種の産業の振興などを図る。	C	入域観光客数(万人)	C M	510万人	平成13年	平成16年	平成13年 443 → 平成15年 508	(評価結果の概要) 完全失業率、入域観光客数等のマクロ的指標を見る限り、自律型経済の構築に向けた沖縄の産業振興は概ね効果をあげており、本施策による各種産業振興策が呼び水効果となり、幅広い分野の活動に好影響をもたらしたものと判断される。	・観光・リゾート産業の振興 ・沖縄における電子商取引の普及促進 ・沖縄経済の自立的発展に資する加工交易型産業の振興 ・沖縄における研究開発力の向上やその成果を活用した新規産業の創出、地場産業の振興等 ・金融に係る人材育成モデル事業 ・戦略的研究者・専門家育成支援事業 ・沖縄観光強化キャンペーン事業(事業主体は国土交通省) ・ＩＴ高度人材育成事業(事業主体は総務・経済産業省) ・沖縄振興特別措置法に基づく「産業の振興のための特別措置」 ○ 予算 沖縄における産業・科学技術振興関係経費(平成15年度1,260百万円)
				観光収入(名目値)(億円)	C M	4,800億円	平成12年	平成16年	平成12年 4,149 → 平成15年 3,754		
				情報通信関連産業への雇用者数(人)	C M	12,000人	平成12年度	平成16年度	平成8年度以降県内に進出した企業により、平成16年1月現在で、6千を超える雇用を新規に生み出している。	(今後の取組方針等) ・平成16年に4,800億円と見込んでいる観光収入については、観光客一人当たりの県内消費額アップなど質の重視に向けた取組が必要 ・情報通信関連産業の新規立地打診等が県に多数寄せられていることから、県の要望等を踏まえ情報通信関連産業振興策に取り組む方針 ・国際物流関連産業の集積等のため、特別自由貿易地域への企業集積を進めるための支援策に引き続き取り組む方針 ・発注方式・仕様の見直し、既存ストックの活用などコスト削減についても検討	
				県外から立地した情報通信関連企業数(社)	C M	74社	平成12年度	平成16年度	平成12年度末 54 → 平成16年1月 80 (平成8年度以降の進出企業数)		
				特別自由貿易地域への進出企業数(社)	C M	-	-	-	平成13年度末 8 → 平成15年度末 12		
				特別自由貿易地域進出企業雇用者数(人)	C M	-	-	-	平成14年2月 100 → 平成15年度末 186		

政策番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段	
							基準年次	達成年次									
3 - 3	沖縄の戦後処理対策 (位置境界明確化事業)	沖縄県における位置境界不明地域について、法に基づき、土地の位置及び境界を明確にする。	C							指標名	平成11年	12年	13年	14年	15年	(評価結果の概要) ・位置境界不明確地域として指定された地域（24.5894km ² ）のうち、既に99.6%の土地について位置境界の明確化がなされ、正常な社会・経済活動が可能になっている。 ・平成14年3月より、争いのある境界に係る土地を除いて明確化作業を行う弾力的な方法を導入。これにより平成15年度には0.0195km ² と導入前に比べ広い面積の土地の位置境界の明確化がなされた。 (今後の取組方針等) 平成14年3月から導入した弾力的な方法も活用し、関係地主の十分な合意を得つつ、できるだけ早期に位置境界明確化を実施する。	位置境界明確化事業 ○予算 位置境界明確化に必要な経費(平成15年度16百万円)
				認証面積	C M (P)	-	-	-	認証面積 (km ²)	0.0059	0.0094	0.0004	0.0176	0.0195			
				認証率	C M (P)	99.7%	-	平成18年度末	認証率(%)	99.36	99.40	99.40	99.48	99.56			
3 - 4	沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (沖縄体験滞在交流促進事業)	沖縄の特性を活かした滞在型、参加型観光を促進し、地域の活性化を図る。	C	ガイド・インストラクターの講習	P	-	-	-	平成13年度から15年度にかけて7町村で講習を計82回行い、延べ954人が参加						(評価結果の概要) ・地域住民が事業に参加する中で、地域が一体となって観光に取り組んでいこうという意識が強まり、民間も参加した組織の設立の動きも起こるなど、地域の活性化に貢献した。 ・また、7町村で計178のプログラムが作成されるとともに、モニターツアーなどを通じ、リピーターも含めた観光客の増加が期待できるなど、当該地域の産業振興及び雇用機会の増大につながることが期待される。 (今後の取組方針等) ・今後とも本事業の実施、特にそれぞれの地域の独自性を活かした事業の実施により、地域の活性化を目指す。	沖縄体験滞在交流促進事業 ○予算 沖縄体験滞在交流促進事業経費(平成15年度340百万円)	
				検討委員会の開催状況	P	-	-	-	平成13年度から15年度にかけて7町村で地域住民を主体とした検討委員会を計53回開催								
				モニターツアーの実施状況及びその参加人数	C M (P)	-	-	-	平成13年度から15年度にかけて7町村でモニターツアーを計77回行い、延べ1,368人が参加								
				プログラムの作成状況	P	-	-	-	地域住民を主体とした検討会において、7町村で計178の体験滞在プログラムを作成								
				入域観光客数	C M	-	-	-	指標名	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
									入域観光客数(沖縄県) (人)	4,626,700	4,497,300	4,473,000	4,899,200	5,129,700			
									入域観光客数(離島) (人)	2,171,976	2,268,737	2,309,696	-	-			
				人口	C M	-	-	-	指標名	平成11年	12年	13年	14年	15年			
									人口(沖縄県) (人)	1,182,092	1,324,834	1,334,122	1,343,124	1,353,212			
									人口(離島) (人)	131,712	132,037	132,420	132,660	132,719			

政策 番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
4 - 1	青少年健全育 成に関する普及 啓発	次代を担う青少年の健や かな成長に資するため、事 業の実施等を通じて青少年 の健全育成、非行防止に向 けた国民運動等の推進を図 る。	C	青少年育成関係者等の 事業の参加者や関係市町 村の担当者等の満足度	C M	75% （４人 のうち ３人が 肯定） 以上	-	-	○「青少年と社会環境に関する中央大会」等の参加者に対するアン ケート調査の結果 ・「この大会に参加して今後の参考になる情報、知識、意欲等を得ら れたか」という質問に対して「大いに得られた」と「ある程度得られ た」の合計は98.5% ○「ふれあいハートコミュニティフォーラム」の参加者に対するアン ケート調査の結果 ・「このフォーラムに参加して今後の活動の参考になる情報、知識、 意欲等が得られたか」という質問に対し、「大いに得られた」と「あ る程度は得られた」の合計が87.0% ・基調講演について「とてもよかった」と「まあまあ良かった」の合 計が92.7% ・分科会討議について「とてもよかった」と「まあまあ良かった」の 合計が79.7% ○青少年健全育成活性化方策研究協議会の参加者に対するアンケート 調査の結果 ・この研究会に参加してよかったと思うかとの質問に対し、「とても 良かったと思う」と「まあまあ良かったと思う」の合計は92.9%。 ○青少年有害環境対策推進事業により作成・配布した都道府県青少年 保護育成条例集及び「都道府県条例による有害指定一覧」に関する都 道府県担当課に対するアンケート調査の結果 ・条例集については97.9%、有害指定一覧については76.6%が有益 であると回答 ○「中央研修会」の参加者へのアンケート調査の結果 ・このような研修会を開催する必要性について聞いたところ「必要が 大いにある。」と「ある程度はある。」の合計が93.9%	（評価結果の概要） ・一部の事業について、有効性をよ り高めるために参加者の拡大を図る べきもの等があるものの、各事業の 参加者・関係者からは最低でも 76.6%を超える肯定的評価を得てお り、有効であると評価できる。 ・（社）青少年育成国民会議が有識 者を委嘱し組織する自己評価委員会 からも、事業の有効性等について概 ね妥当であったとの評価を得てい る。 （今後の取組方針等） ・有害環境モニター事業における結 果の活用方法、全国青少年インター ネットシンポジウムのアクセス数の 増加策、青少年健全育成活性化方策 研究協議会の参加対象の拡充、都道 府県青少年保護条例集等の配布先の 拡充について検討	・（社）青少年育成国民会 議への補助事業 ・青少年健全育成活性化 方策研究協議会の開催 ・青少年育成国民運動の 実践調査研究の実施 ・青少年有害環境対策推 進事業の実施 ・青少年育成運動展開の ための指導者養成事業の 実施 ○予算 ・青少年非行防止総合対 策費（平成15年度17百万 円） ・青少年健全育成非行防 止総合対策費（平成15年 度147百万円） ・青少年育成非行防止推 進事業費補助金（平成15 年度96百万円）

政策 番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値	目標期間		測定結果等							評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次									
5 - 1	障害者理解の 普及・啓発	障害者基本法に基づく啓 発広報活動を推進し、出来 るだけ多くの国民に対して 活動を行うことにより、障 害や障害者に対する国民一 人一人の認識と理解の向上 を図る。	C	「共生社会」の用語、考 え方の周知度	C M	50%以 上	—	平成24 年度	意識調査により周知度を把握することとしていたが、評価書公表時 点において意識調査の結果が未公表であったため、測定結果等は未記 載							（評価結果の概要） ・「心の輪を広げる体験作文」、 「障害者の日のポスター」の応募者 総数は、募集の周知に係る取組もあ り、平成13年度を境に増加に転じて いる。 ・障害者の日ポスター展（障害者週 間の中央行事）の来場者は年々増加 しており（平成15年度は18,200 人）、高い啓発効果があったと推測 される。 ・平成13年度の世論調査によれば、 ノーマライゼーションの考え方につ いて「そう思う」との回答が81.7% に上昇するなど、国民の理解は着実 に進んできており、本施策の成果の 現れと見ることもできる。 （今後の取組方針等） ・今後の広報・啓発活動を進める上 で、関係機関・団体等の「参加」と いう視点に特に留意する必要 平成16年度から以下の改善を図 る。 ・体験作文・ポスターの募集広報の 見直し。 ・「障害者の日・記念の集い」にお いて、企業に対する意識啓発を中心 としたシンポジウムを開催。また、 同会場でのパネル展示等、啓発効果 の高い取組を検討・実施 ・「障害者週間中央行事」につい て、「体験作文」の最優秀作品の掲 示等、内容の充実を図る。 ・入賞作品の教育現場等での活用を 促すため、作品集掲載サイト情報を 募集用チラシ等により伝達	・「心の輪を広げる体験 作文」及び「障害者の日 のポスター」の募集 ・啓発用ポスターの掲示 ・障害者の日・記念の集 い ・障害者週間中央行事 ・入選作品の紹介 ○予算 障害者理解促進事業経 費（平成15年度20百万 円）
				「心の輪を広げる体験作 文」及び「障害者の日の ポスター」募集ポス ター・チラシの配布枚数	P	-	-	-	区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
									募集用ポス ター配布枚数 （枚）	45,000	45,000	45,000	45,000	47,000			
									募集用チラシ 配布枚数 （枚）	90,000	90,000	90,000	90,000	87,000			
									計（枚）	135,000	135,000	135,000	135,000	134,000			
				啓発用ポスターの掲示	P	—	—	—		平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
									啓発用ポス ターの配布枚 数（枚）	45,000	45,000	45,000	45,000	47,000			
				障害者の日・記念の集 い参加者数	C M （ P ）	—	—	—	区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
									参加者数 （人）	575	461	435	596	535			
				障害者週間中央行事来 場者数	C M （ P ）	—	—	—	区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
									東京ｽﾀｰ展 （人）	5,000	5,000	7,200	7,200	9,500			
										7,000							
									大阪ｽﾀｰ展 （人）	-	4,000	7,500	8,200	8,700			
									計（人）	12,000	9,000	14,700	15,400	18,200			
				作品集の配布	P	—	—	—	区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
									作品集配布数 （冊）	5,500	5,500	5,500	5,500	6,000			
									点字版作品数 （冊）	300	300	300	300	300			
									計（冊）	5,800	5,800	5,800	5,800	6,300			
				「心の輪を広げる体験作 文」及び「障害者の日の ポスター」入賞作品を掲 載したナイスハート基金 へのアクセス件数	C M （ P ）	—	—	—	平成15年度 289,728件								
				「心の輪を広げる体験作 文」及び「障害者の日の ポスター」の応募者数	C M （ P ）	-	-	-	区分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度			
									作文（編）	8,922	8,808	7,349	8,015	8,553			
									ポスター （編）	4,017	4,385	3,256	3,514	3,150			
									計（編）	12,939	13,193	10,605	11,529	11,703			

政策 番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値	目標期間		測定結果等						評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次								
6 - 1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	国の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。	C (P)	国の審議会等における女性委員の参画状況調べ	C M (P)	(30%) 男女共同参画推進本部の目標	-	平成17年度末までのできるだけ早い時期	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		(評価結果の概要) ・平成15年9月末現在の国の審議会等における女性委員割合は26.8%となっており、前年度から1.8%ポイント増と高い伸びを示している。農林水産省、文部科学省では目標値（30%）を達成し、女性委員割合が目標値を超える審議会等数も昨年の25から40へと大きく増加した。以上ことから、本施策は有効に機能していると言える。 ・女性国家公務員の採用・登用について、幹部への登用が今後の課題であるものの、各府省における計画的な取組が全体としてみれば一定の成果をあげている。 (今後の取組方針等) ・目標達成期限が迫ってきていることから、各府省に各年度毎の数値目標の設定等の計画の策定を求める。 ・政府が率先垂範するため、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を平成16年4月に男女共同参画推進本部において決定	・平成15年度9月末現在の各審議会の女性委員の人数・比率等の調査・分析・公表 ・各府省に対し、平成17年度末までの各年の数値目標の設定など、積極的な取組の推進の呼びかけ ・女性人材データベース等、各府省に対する情報提供 ・男女共同参画推進本部が行った「各府省において、女性の採用・登用等の促進に向けた計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進する」旨の決定を受けた、各府省の取組の推進 ・女性国家公務員の採用・登用の状況についての公表 ・各府省に対して、数値目標の設定等の積極的な対応の要請
									19.8%	20.9%	24.7%	25.0%	26.8%			
				・ ・ 種試験の採用者に占める女性の割合	C M (P)	-	-	-	女性の割合	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
									種（％）	16.0	15.6	15.9	16.6	18.9		
									種（％）	25.3	25.5	25.7	24.5	-		
									種（％）	38.8	36.8	36.2	42.3	-		
				平成15年度の採用状況	C M (P)	-	-	-	区分	増加	減少	変化なし等	計			
									種（機関）	9 (32.1%)	9 (32.1%)	10(35.7%)	28(100.0%)			
									種（機関）	14(50.0%)	7 (25.0%)	7 (25.0%)	28(100.0%)			
									種（機関）	13(46.4%)	7 (25.0%)	8 (28.6%)	28(100.0%)			
				平成15年度の登用状況	C M (P)	-	-	-	区分	増加	減少	変化なし等	計			
									係長級（機関）	19(67.9%)	3 (10.7%)	6 (21.4%)	28(100.0%)			
									課長補佐級（機関）	14(50.0%)	7 (25.0%)	7 (25.0%)	28(100.0%)			
									準課長以上（機関）	5 (17.9%)	7 (25.0%)	16(57.1%)	28(100.0%)			

政策 番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値		目標期間	測定結果等	評価の結果	政策手段					
						基準年次	達成年次									
6 - 2	国際交流・国際協力の推進	男女共同参画に関する国際交流・国際協力を通じ、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際的取組を促進する。	C	国際会議への出席等を通じた情報収集、情報発信	P	-	-	-	・ A P E C女性問題担当組織ネットワーク（平成15年5月）、欧州評議会男女平等運営委員会（平成15年12月）、国連婦人の地位委員会（平成16年3月）、国連女子差別撤廃委員会（平成15年7月）、E S C A P ナショナルマシーナリー（国内本部機構）会合（平成15年11月）へ出席し、国際的な動向に関する情報収集を行うと共に、日本の取組に関する情報発信を行った。 ・ 海外からの情報照会への対応や来訪者との意見交換等	(評価結果の概要) ・ 国連婦人の地位委員会や欧州評議会等への積極的な出席を通じ、情報収集及び意見交換並びに情報発信を行ったことにより、日本のプレゼンスを高めることができた。また、会議出席等で得た情報を広報資料作成・配布、シンポジウムの開催等を通じ国内で周知することにより国内での議論を深めることに寄与している。 ・ 女子差別撤廃委員会では、日本の条約実施状況報告の審議が行われ、同委員会からの最終コメントでは、報告の質と期限どりの提出、率直かつ建設的な対話が行われたとの評価を得ている。	・ 国際会議への出席等を通じた情報収集、情報発信 ・ 収集した情報の国内での提供、周知 ・ 海外有識者によるシンポジウム、セミナー等の実施 ・ 英文広報資料の作成・配布 ・ 女子差別撤廃条約実施状況報告の審議 ・ 「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の開催 ○ 予算 ・ 女性関係国際交流経費（平成15年度15百万円） ・ 男女共同参画グローバル政策対話経費（平成15年度16百万円）					
									区分			平成12年度	13年度	14年度	15年度	
									局訪問件数の推移（件）			14	10	9	21	
				「男女共同参画推進セミナー」において、我が国の施策説明や情報提供を行い、研修終了後の評価シートでも研修員全員から理解のレベル、自身の業務への有用性及び適用性という点で「大変よい」という高い評価を得た。	国際会議への出席等を通じて入手した情報を、当局のホームページへの掲載、広報誌への掲載、「聞く会」の開催等を通じ、広く周知	C M	-	-	-	・ 男女共同参画グローバル政策対話 諸外国、国連から5名の有識者を招へいし、11月に東京と岡山で実施し、それぞれ約190名、200名が参加。参加者へのアンケート結果は下表のとおり。各セッションとも概ね肯定的な評価が得られた。	（今後の取組方針等） ・ シンポジウム等の実施にあたり、参加者の評価を踏まえ、また他機関との連携等により、質的向上・効率化を図る。 ・ 英文広報資料の内容充実を図る。					
				【東京】	全体					基調講演		パネル1	パネル2			
				良かった（％）	56					64		68	70			
				普通（％）	21					32		18	17			
				改善すべき（％）	23					5		14	13			
				【岡山】	全体					基調講演		分科会				
				良かった（％）	78					40		57				
普通（％）	22	50	33													
改善すべき（％）	0	10	10		・ 5月にノルウェー大使館との共催により、ノルウェー・日本ジョイントシンポジウム「男女共同参画社会の未来戦略」を開催（参加者約160名） ・ 平成16年2月に「E Uの科学技術とジェンダー」について聞く会を開催（参加者81名）											
英文広報資料の作成・配布	P	-	-	-	従来より作成している英文ニュースレター（年1回発行、発行部数5,000部、配布実績5,000部（事務用を含む））に加え、日本の男女共同参画施策の枠組み、推進体制、当局の取組等を紹介する英文パンフレットを作成し、各種国際会議の場や来客へ配布。また、局内各係が作成している英文資料の一括管理を開始											
女子差別撤廃条約実施状況報告の審議	P	-	-	-	女子差別撤廃委員会においては、15年度9年半ぶりに日本の条約実施状況報告の審議が行われたため、14年度の報告書作成・提出に続き、15年度は委員会からの質問状への回答作成・提出、N G Oとの情報・意見交換、各省庁に対する政府代表団への参加要請等の事前準備、委員会審議への出席、審議後の委員会最終コメントの和訳・周知等、審議に関連する一連の業務を滞りなく行った。											
「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の開催	P	-	-	-	平成14年5月に提言「アフガニスタンの女性支援策について」を取りまとめ内閣官房長官に提出した後、15年度においては会合を2回開催し、アフガニスタンの女性支援の現状把握、及びアフガニスタン女性支援の経験を踏まえた途上国の女性支援の在り方について、外務省やJ I C Aからの状況報告を受けつつ、活発な議論を行った。											

政策番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段					
							基準年次	達成年次								
7 - 1	市民活動の促進	特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）制度の定着等を図る。	C	特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に基づく認証業務	CM（P）	原則4ヶ月以内の認証・不認証の決定	-	毎年度	内閣府における四半期ごとの申請受理数は、平成10年12月のNPO法施行以降、増加傾向にあり、平成15年度における申請受理数は過去最多となった。こうした状況の下、内閣府においては、これらの申請に対し、認証・不認証の決定を原則4ヶ月以内に行うなど適切な対応を行っており、認証数も着実に増加しているところである。 ・四半期ごとのNPO法人申請数、認証数（略） ・年度別NPO法人申請受理数及び認証数、不認証数、解散数（内閣総理大臣所轄分）	(評価結果の概要) ・法人設立等に係る認証・不認証の決定を原則4ヶ月以内に行うなど、認証・監督業務は適切に実施されている。 ・改正NPO法の定着が図られ、また、「NPO法の運用方針」（平成15年12月改定）に基づき認証・監督段階において「市民への説明要請」を実施することにより、広く市民によるチェックの下でNPO法人制度が発展していくための環境整備が進められた。 ・ホームページにおいて、内閣総理大臣が所轄するNPO法人に関する申請・届出等の手続、申請書類の縦覧や事業報告書等の閲覧等が可能となった。	・NPO法に基づく認証・監督業務 ・改正NPO法の円滑な施行 ・「NPO法の運用方針」の策定・改定 ・各種手続の電子化及びインターネットを活用した情報公開制度の機能向上 ○予算 ・ボランティア活動促進（平成15年度121百万円） ・IT活用によるNPO法人情報の提供・利用の高度化（平成15年度135百万円）					
									区分			平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
									申請受理数			139	208	330	448	455
									認証数			135	188	264	410	444
									不認証数			3	2	3	13	20
									解散数（うち設立認証の取消し）			0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	16 (5)
NPO法に基づく監督業務	CI（P）	-	-	毎年度	法令等の違反が認められた法人に対し設立認証の取消しを行うなど、監督の面からも適切な対応を行っているところである。	(今後の取組方針等) ・認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すこと等によりNPO活動を促進する仕組みとして重要であることから、制度の活用に向けた普及啓発を行った上で、現行制度の利用実態について調査を行い、結果を踏まえて必要な対応を図る。 ・「市民への説明要請」の対象としたNPO法人が説明内容を内閣府ホームページに書き込むことができる機能を活用することにより、NPO法人が自主的に説明を行える環境を整備するとともに、NPO法人にとっての利便性の一層の向上を図る。										
改正NPO法の改正点等の周知	P	-	-	15年度	・内閣府申請団体における活動分野件数（申請月別）（略） ・パンフレットの配布及びホームページの活用による広報 改正NPO法等に関するパンフレットを作成し、都道府県、市区町村に15部ずつ計55,000部配布するとともに、ホームページにおいて掲載した。 ・政府広報の活用 政府広報のテレビ・ラジオ等を積極的に活用し、広報を行った。 ・市民活動担当課長全国会議の開催 改正NPO法の施行前に、各都道府県におけるNPO法施行事務担当者の参加のもと当該会議を開催し、意見交換等を行う機会を設けた。											
「NPO法の運用方針」に基づく「市民への説明要請」の実施	CM（P）	-	-	毎年度	区分	H15.12	H16.1	H16.2	H16.3							
					市民への説明要請の実施件数()は、平成16年3月31日までに、何らかの回答があった法人(団体)数(内数))	131 (93)	0	1 (1)	16 (4)							
					NPO法に基づく申請・届出等手続の電子化及びホームページにおいて縦覧・閲覧書類を公開するためのシステム整備	P		-	15年度	平成16年3月26日よりホームページからNPO法に基づく申請・届出等の手続を行うことが可能となった。また、平成16年3月31日より、ホームページにおいて内閣総理大臣が所轄するNPO法人に関する申請書類の縦覧、事業報告書等の閲覧及び法人情報の検索が可能となった。						

政策番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果等					評価の結果	政策手段				
							基準年次	達成年次											
7 - 2	国民生活・物価に関する調査分析（国民生活白書の作成）	国民生活の動向、生活水準・生活ニーズ等を総合的に把握するための調査・分析を行なうことにより、国民生活の安定向上を図るための政策の企画立案に資する。	C	メディアによる論評	C I	—	—	—	本白書公表後、各新聞やメディア等で若年の雇用問題が数多く取り上げられ、様々な場において若年の雇用問題が議論された。					(評価結果の概要) ・本白書の公表後、多くのメディアにより、若年の雇用問題が数多く取り上げられる等、国民に対して問題を提起する役割を果たした。 ・本白書の閣議での配布、経済財政諮問会議への調査分析の結果報告等を通じ、政府の当該問題への対策の企画立案に貢献した。 (今後の取組方針等) 白書の問題提起を政策に反映するため、調査・分析にあたり、他部局等の施策テーマとの連携を一層深める。	・デフレ下での国民生活の動向、生活水準、生活ニーズを調査・分析し、白書として平成15年6月末までに取りまとめ、閣議報告及び公表 ○ 予算 国民生活白書作成（平成15年度4.51百万円）				
				ホームページへのアクセス状況及び白書の売り上げ状況	C M (P)	—	—	—								アクセス数 (参考数値)	平成12年度	13年度	15年度
																	(本文) 69,504	(本文) 137,855	(本文) 87,784
																	(要旨) 62,880	(要旨) 63,484	(要旨) 36,999
				売上状況	10,850	14,947	14,300												
政策の企画立案のための実証データとしての活用	P	-	-	-	政府が取り組んでいる若年の雇用問題対策の企画立案に資するため、議論を理論的・実証的に裏付ける分析資料として本白書による調査結果を活用した。														
8 - 1	原子力の安全確保に関する知的基盤の整備	専門部会等における報告書等の作成、事故・トラブルに関する情報の収集、委託調査の実施、国際会議への参画等を必要に応じ適切に行うことにより、原子力施設の安全確保、原子力災害対策等に必要な技術的知見・経験を獲得・蓄積する。	P	(1) 安全規制等に的確に反映すべき知見の獲得				平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	(評価結果の概要) 平成15年度には「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」をはじめとする最新の技術的知見に基づいた15件の報告書を取りまとめるとともに、外部機関への調査委託を通じた技術的知見の獲得等も行っており、24件の調査を行った。また、原子力及び放射線・放射性同位元素のトラブル等に関する国内外の37事例が新たに追加された。この他、27の国際会議等に参加した。 こうしたことにより原子力安全確保等に必要な技術的知見の獲得は着実に進んでいる。 (今後の取組方針等) ・安全目標を実際の施設に適用させるための、性能目標の策定に向けた検討を行う。 ・リスク情報を活用した安全規制の導入に向けた検討を行う。 ・「安全研究年次計画中間評価」の結果等を踏まえ、「原子力の重点安全研究計画」を策定する。	・安全規制等に的確に反映すべき知見の獲得 ・国際協力の推進 ○ 予算 安全目標策定のための調査等(平成15年度296百万円)					
				専門部会等において作成された報告書等の件数(件)	P	-	-	-	-	-	12	24			15				
				外部機関への委託調査件数(件)	P	-	-	-	-	16	23	27			24				
				原子力事故故障・トラブルに関する国内外事例の収集・分析件数(件)	P	-	-	-	47	40	26	17			22				
				放射線、放射性同位元素に係るトラブルに関する国内外事例の収集・分析件数(件)	P	-	-	-	19	23	14	13			15				
				(2) 国際協力の推進				平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度							
				国際会議等への参加件数(件)	P	-	-	-	-	8	17	21			27				

政策 番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値	目標期間		測定結果等					評価の結果	政策手段	
							基準年次	達成年次								
8 - 2	原子力施設の 安全確保	原子力の安全確保に関する基本的な政策の立案、安全基準・指針類の整備、規制調査の実施、申告に対する適切な処理を適切に行うことにより、我が国の安全規制体制の下で、安全確保に万全を期す。	C	(1) 原子力の安全確保に関する基本的な政策の立案			平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		(評価結果の概要) ・事業所従業員等との安全文化に関する意見交換会は、事業者の安全確保に係る更なる意識向上を図る上で有効。また、原子力二法人の統合にあたって委員会が述べた意見は、文部科学省の報告書において安全研究が新法人の中核的研究分野の1つとして位置付けられる等、安全確保の基本に係る指摘として有効であった。 ・安全基準・指針類は、客観性・合理性を確保した上で最新の技術的知見を安全確保に反映できるため有効であり、平成15年度も審査指針の策定等に向けた検討を着実に実施 ・規制調査については、新たな規制制度の施行前に委員会の意見・見解を規制行政庁に通知した結果、当該意見が規制制度に取り入れられるなど、規制の実効性向上を図る上で有効に機能。また、平成14年に発覚した発電施設の不正問題を踏まえて行った発電施設のひび割れに対する安全性評価等は、安全性に係る判断基準の合理化を図る等の意味において有効 ・従業者が法令違反を指摘する申告制度は、事業者の安全確保活動に緊張感を与えるものであり、これを活用することは有効。平成15年度には、委員会に対してあった3件の申告を的確に処理した。 (今後の取組方針等) これまでの規制調査の結果等を踏まえ、今後有効性・効率性の観点も加味しつつ、規制活動を品質保証の観点から監査的に確認する等、新たな手法を用いた規制調査を実施していくことを検討する。	・原子力の安全確保に関する基本的な政策の立案 ・安全基準・指針類の整備 ・規制調査の実施 ・申告に対する適切な処理 ○ 予算 原子力安全委員会の運営等(平成15年度484百万円)		
				原子力安全委員会決定及び原子力安全委員会了承の件数(件)	P	-	-	-	19	37	22				42	32
				(2) 安全基準・指針類の整備			平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度					
				新たに整備・改訂した安全基準・指針类等(件)	CM (P)	-	-	-	0	19	1	3			0	
				(3) 規制調査の実施												
				規制調査の実施内容	P	-	-	-	・規制調査については、規制行政庁とは独立した立場の原子力安全委員会が、規制行政庁による後続規制活動に監視の目を配る活動を実施することにより、規制行政庁が行う規制活動の不断の向上・改善を促すことができるという観点から有効である。 ・平成14 年8 月に発覚した原子力発電施設の不正問題を踏まえ、「技術基準の基本的考え方」(平成15年4月24日原子力安全委員会決定)の策定や、原子力発電施設のひび割れに対する安全性評価(原子力発電施設安全性評価プロジェクトチームにより実施)を行った。							
				(4) 申告に対する適切な処理			平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度					
				核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく原子力安全委員会への申告に対して処理した件数(処理件数/受理件数)(件)	CM (P)	-	-	-	-	-	-	3/3				

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目的」)	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値	目標期間		測定結果等					評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次							
8 - 3	原子力災害対 策	原子力災害対策特別措置 法に基づく原子力災害時の 防災活動を迅速かつ効率的 に行うための対応や防災に 関する最新の科学的知見を 適宜反映させるべく指針類 の改定を必要に応じ適切に 行うことによって、より実 効性のある原子力防災体制 を構築する。	C	(1) 原子力災害対策特別措置法への対応					平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
				当委員会が参画する原 子力防災訓練の地域数(地 域)	P	-	-	-	-	9	5	11	14		
				原子力防災訓練への延 べ参画人数(人)	C M (P)		-	-	-	346	720	721	930		
				(2) 原子力災害対策に係る防災に関する指針類の改訂					平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
				新たに整備・改訂した 原子力災害対策に係る防 災に関する指針類数(件)	C M (P)	-	-	-	1	2	1	2	1		
8 - 4	原子力安全に 関する国民との 対話の促進	シンポジウムの開催など 国民との直接対話を進め、 また適切な広報活動を実施 することにより、国民の双 方向との意思疎通を通じ て、原子力安全問題に関す る国民との対話の促進を図 る。	C	(1) 国民との直接対話の場の活用					平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
				国民との直接対話を行 う場の開催数(回)	P	-	-	-	-	2	4	10	3		
				国民との直接対話を行 う場への来場者数(人)	C M (P)	-	-	-	-	618	859	2,431	500		
				意見公募に対して寄せ られた意見・質問の受理数 (件)	C M (P)	-	-	-	-	359	63	134	56		
				(2) 適切な広報活動の実施					平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
				原子力安全意見・質問 箱へ寄せられた意見・質 問の受理数(件)	C M (P)	-	-	-	-	16	61	41	39		
				原子力公開資料セン ターの保管資料数(累計 数)(件)	P	-	-	-	6,050	7,752	8,896	9,951	10,961		
				原子力安全委員会ホー ムページへのアクセス件 数(件)	C M (P)	-	-	-	-	64,228	101,741	146,803	149,536		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目的」）	目標 分類	測定指標	指標分 類	目標値	目標期間		測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年次	達成年次			
9 - 1	栄典制度の適切な運用	社会経済情勢の変化に対応した栄典制度にするため、栄典制度の改革を行い、その適切な運用を図る。	P	「栄典制度の在り方に関する懇談会」の報告書の趣旨の実現状況	C I (P)	-	-	-	下記の例のとおり、「栄典制度の改革について」（平成14年8月閣議決定）に沿って改革を実施することにより、「栄典制度の在り方に関する懇談会」の報告書の趣旨が実現された。 ○勲章について ・旭日章及び瑞宝章に関する運用を改め、功労の質的な違いに応じた別種類の勲章とし、男女に共通して授与されることとした。 ・候補者の選考に当たり、受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努め、平成15年秋の叙勲では民間人の受章者数が過去最高の1,650人となり、上位勲章における官民受章者の割合は、公務員が約1割減、民間人が約1割増となった。 ○褒章について ・従来は原則として55歳以上の者を対象として運用していたが、年齢にとらわれることなく、優れた行いがあれば、若くても顕彰できるようにした。 ・緑綬褒章については、従来は孝子、順孫などを授与対象とし、昭和27年5月以降候補者の推薦がなかったが、授与対象をボランティア活動などで顕著な実績のある個人等に改めた。 （今後の取組方針等） 以下の取組等により、栄典制度の適切な運用に努める。 ・中央、著名人に偏らず各界各層から幅広く発掘 ・中堅企業、中小企業の功労者の発掘 ・人目につにくい分野における功労者の発掘 ・女性功労者の発掘	（評価結果の概要） 「栄典制度の改革について」（平成14年8月閣議決定）に沿って、旭日章及び瑞宝章に関する運用を改める等の改革を実施することにより、「栄典制度の在り方に関する懇談会」報告書の趣旨が実現された。 （予算） 賞勲局経費(平成15年度3,063百万円)	・「栄典制度の改革について」（平成14年8月閣議決定） ・「勲章の授与基準」（平成15年5月閣議決定等）

（注）内閣府から送付された「平成15年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」に基づき当省が作成した。

【別添 2】

表 1 実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数
内閣府	内閣府本府の主要な行政目的に係る政策	「施策」レベルでとらえることが可能な政策	17 政策 (18 政策)

(注) 1 内閣府の基本計画及び実施計画に基づき当省が作成した。

2 政策数欄における()内の数値は、「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」における数値である。

表 2 「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
内閣府	目標数 17(18) ○「政策の目的」17(18)	指標数 79(118) ○「指標」78(117) 指標には、当該政策を直接的に測定できる指標が設定できない場合に設定した参考指標も含む。 ○「参考数値」1 ○「指標(参考)」(1)

(注) 1 「平成 15 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」に基づき当省が作成した。

2 ()内の数値は、「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」における数値である。

表 3 達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳 (単位:件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」がアウトプットに係る目標が設定されているもの
内閣府	17 (18)	15 (17)	2 (1)

(注) 1 「平成 15 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」に基づき当省が作成した。

2 本票は、内閣府の分類結果を計上した。

3 ()内の数値は、「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」における数値である。

表 4 目標に関し達成しようとする水準等が数値化等されている政策 (単位:件)

府 省	政 策 数	目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されている政策数		目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されていない政策 数	
		アウトカム	アウトプット		
内閣府	17 (18)	7 (4)	7 (4)	0 (0)	10 (14)

(注) 1 「平成 15 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」に基づき当省が作成した。

2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

3 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されている場合に、達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。その上で、数値化等されている指標中にアウトカム指標を有する政策は「アウトカム」欄へ、それ以外の政策は「アウトプット」欄へそれぞれ計上した。

4 ()内の数値は、「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」における数値である。

表5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に設定されている
指標の分類 (単位:件)

府 省	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数	当該政策に設定されている指標数			
			アウトカム (定量的)	アウトカムで (定性的)	アウトプット
内閣府	10 (14)	40 (91)	16 (32)	2 (4)	28 (55)

- (注) 1 「平成15年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」に基づき当省が作成した。
2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。
3 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、当省において一定の考え方で分類整理したものを各府省に示し、それに対し、各府省において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示を受けるとともに、各府省による分類整理の結果を計上した。
4 () 内の数値は、「平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」における数値である。

表6 目標期間の設定状況 (単位:件)

府 省	評価対象政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				測定指標に目標期間が設定されていない政策数
		基準年次及び達成年次が記載されているもの	基準年次のみが記載されているもの	達成年次のみが記載されているもの	小 計	
内閣府	17 (18)	2 (1)	0 (0)	4 (3)	6 (4)	11 (14)

- (注) 1 「平成15年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」及び内閣府からの聴取結果に基づき当省が作成した。
2 「基準年次及び達成年次が記載されているもの」については、一つの政策に複数の測定指標が設定されている場合、少なくとも一つの測定指標に基準年次及び達成年次が設定されている政策数を計上した。
3 () 内の数値は、「平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」における数値である。

表7 学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等のHP掲載
内閣府	評価の取りまとめに際して学識経験を有する者から意見を聴取等 なお、内閣府本府の所掌事務は広範多岐にわたることから、取りまとめに際して意見を聴取するための専門の第三者委員会等の仕組みは設けていない。	×

- (注) 「平成15年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」及び内閣府からの聴取結果に基づき当省が作成した。